

# E i w a N e w s

新型コロナウイルス関連費用について

令和2年11月  
( No. 184 )

今回は、新型コロナウイルスに関連して、PCR検査を受けた場合等の医療費控除について及びテレワークを導入した場合の費用の取り扱いについてご紹介します。

## 【1】PCR検査を受けた場合等の医療費控除

### (1) 医療費控除の概要

医療費控除とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に受けることができる所得控除です。

医療費控除の対象となる医療費は、次のいずれにも当てはまるものです。

- ・自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること
- ・その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること(未払いの医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象となります)

※医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。

医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって「医療費控除の明細書」の記載を簡略することができます。

なお、「医療費控除の明細書」の記載内容を確認するため、確定申告期限等から5年を経過する日までの間、医療費の領収書(医療費通知を添付したものを除きます)の提示又は提出を求められる場合があります。

### (2) 医療費控除の対象となる医療費

- ①医師等による診療や治療のために支払った費用
- ②治療や療養に必要な医薬品の購入費用 等

### (3) PCR検査費用の医療費控除の適用

#### ①医師等の判断によりPCR検査を受けた場合

新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある人に対して行うPCR検査など、医師等の判断により受けたPCR検査の検査費用は、上記(2)の費用に該当するため、医療費控除の対象となります。

※医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象とはなりません。

②上記①以外の場合（自己の判断によりPCR検査を受けた場合）

単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査など、自己の判断により受けたPCR検査の検査費用は、上記(2)のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

※PCR検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については、医療費控除の対象となります。

(4) オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用

①オンライン診療料

オンライン診療料のうち、医師等による診療や治療のために支払った費用については、医療費控除の対象となります。

②オンラインシステム利用料

医師等による診療や治療を受けるために支払ったオンラインシステム利用料については、オンライン診療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象となります。

③処方された医薬品の購入費用

処方された医薬品の購入費用が、治療や療養に必要な医薬品の購入費用に該当する場合は、医療費控除の対象となります。

④処方された医薬品の配送料

医薬品の配送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しませんので、医療費控除の対象となりません。

**【2】テレワーク導入費用の取り扱い**

テレワーク導入にあたり、必要な物品を会社が手配し、従業員に使用させた場合の課税関係についてご紹介いたします。

(1) 従業員に「支給」する場合

現物給与として給与課税されます。

(2) 従業員に「貸与」する場合

物品は会社の資産となるため、給与課税されません。

なお、貸与する場合には、会社側で台帳を作って管理するなど、業務で使用するために貸与していることを明らかにすることが必要です。

---

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。